



避難所の運営

● 避難所開設 ●

市には、自主防災会が選定した「**地域の避難所**」と市が指定した「**広域避難所**」があります。

地域の避難所

自宅では生活できない場合は、自主防災会の「地域の避難所」で生活します。



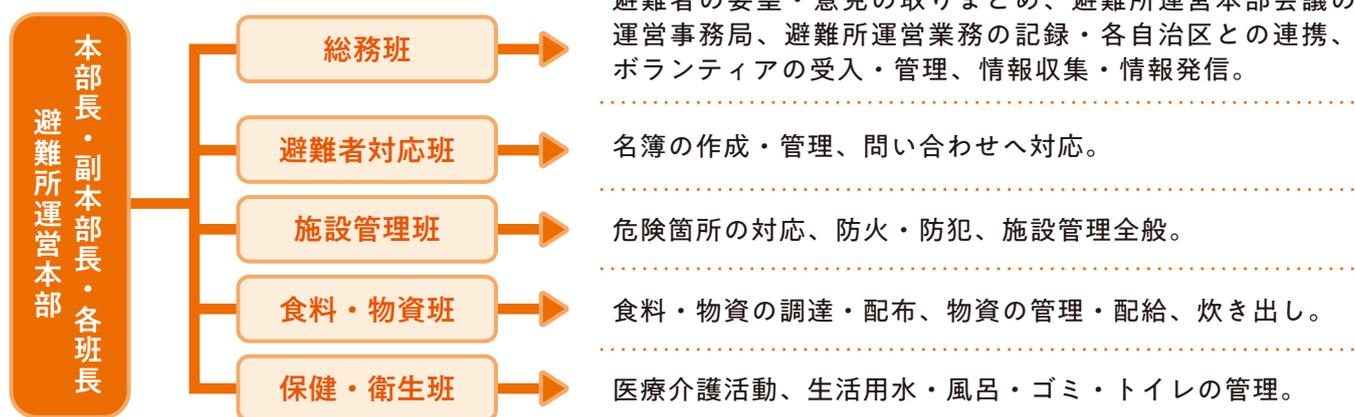
市の広域避難所（42箇所・救護所5ヶ所）

「地域の避難所」で生活できない場合は、「広域避難所」へ。

● 広域避難所の運営 ●

広域避難所は、地域内の複数の自主防災会と避難者が運営します。役割別の班編成をして、協力し合い対応にあたります。

運営組織図（例）



● 福祉避難所 ●

災害時に、避難所では生活が困難な障がいを持つ方や要介護者、乳幼児、妊産婦など、災害時に特別な配慮が必要な方が避難できる二次的な避難所です。

01 指定状況

現在、「たまり～な」（22世紀の丘公園）、静岡県総合教育センター（あすなろ）の2カ所が指定されています。

02 開設

発災後、協定している福祉避難所運営スタッフが揃い、受入体制が出来た時点で開設します。心身の健康状態などを考慮して、必要性の高い要配慮者から優先的に受け入れをしていきます。

03 期間

原則として、発災から**最大7日間**が開設期間となります。

04 緊急一時入所措置

福祉避難所での生活が困難な専門的なケアを要する要配慮者は、施設へ緊急一時入所が必要となるため、関係施設との協議を進めています。

※災害時に避難所で生活しなくてもよい様に、自宅の耐震化や家具の固定をしておきましょう。